（中央卸売市場の認定申請に係る届出）

第二十九条　法第十四条において読み替えて準用する法第八条第二項の規定による届出は、法第四条第一項の認定の申請後速やかに（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限までに）、別記様式第六号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

（地方卸売市場の運営状況の報告）

第三十条　法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、別記様式第七号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）による報告書を提出してしなければならない。

2　前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の法第十三条第五項第五号の表の五の項㈡の事業報告書（都道府県が別に定める場合にあっては、その書類）を添付しなければならない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

二　前号イの許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとすること。

三　第一号イの許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る生鮮食料品等の全部を販売したときは、その旨を開設者に届け出なければならないものとすること。

四　第一号ロからニまでの契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならないものとすること。

（掲示事項）

第二十九条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格とする。

（開設者による公表）

第三十条　法第四十六条第二項の規定による卸売の数量及び価格の公表は、売買取引の方法ごとに行わなければならない。

2　前項の規定による公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

（卸売業者による公表）

第三十条の二　法第四十七条第一項及び第二項の農林水産省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とする。

一　せり売又は入札の方法による卸売（第四号に掲げるものを除く。）

二　法第三十五条第一項第二号に規定する相対取引による卸売（次号及び第四号に掲げるものを除く。）

三　法第三十七条ただし書の規定による卸売

四　法第三十九条第二号の規定による卸売

第三十条の三　法第四十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地とする。

第三十一条　法第四十七条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　主要な品目ごとの高値、中値及び安値に区分した価格

二　その他開設者が当該市場における適正な取引を確保するために必要な事項として業務規程で定めるもの